

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成24年11月15日(2012.11.15)

【公表番号】特表2009-545761(P2009-545761A)

【公表日】平成21年12月24日(2009.12.24)

【年通号数】公開・登録公報2009-051

【出願番号】特願2009-522178(P2009-522178)

【国際特許分類】

G 02 B	27/22	(2006.01)
G 02 C	9/00	(2006.01)
G 02 C	7/02	(2006.01)
H 04 N	5/64	(2006.01)
H 04 N	13/04	(2006.01)
G 02 B	27/02	(2006.01)
G 02 C	7/16	(2006.01)
A 61 B	19/00	(2006.01)

【F I】

G 02 B	27/22	
G 02 C	9/00	
G 02 C	7/02	
H 04 N	5/64	5 1 1 A
H 04 N	13/04	
G 02 B	27/02	Z
G 02 C	7/16	
A 61 B	19/00	5 0 2

【誤訳訂正書】

【提出日】平成24年9月21日(2012.9.21)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

眼鏡(10)であって、

それぞれが上側部分(12a、14a)及び下側部分(12b、14b)を有する2つの分割された視覚要素(12、14)であって、前記上側部分(12a、14a)には、画像を左眼及び/又は右眼に選択的に方向付ける手段が設けられ、前記2つの下側部分(12b、14b)は、1対の拡大鏡を含む通常のメガネとして構成されている、2つの分割された視覚要素(12、14)を備える、眼鏡。

【請求項2】

眼鏡(10)であって、前記手段は、LCDシャッタメガネ、光学的に偏光されたメガネ、レッドグリーンメガネとして、又はディスプレイユニットとして構成される、請求項1に記載の眼鏡。

【請求項3】

眼鏡(10)であって、前記ディスプレイユニットは、LCDディスプレイ、レーザ投影ディスプレイ、又は網膜走査装置から選択される、請求項2に記載の眼鏡。

【請求項4】

眼鏡（10）であって、前記2つの視覚要素（12、14）を接続する鼻支持部（16）と、該視覚要素に枢動可能に接続される1対のアーム（18、20）とをさらに備える、請求項1～3のいずれか1項に記載の眼鏡。

【請求項5】

眼鏡（10）であって、前記2つの視覚要素（12、14）の前記上側部分（12a、14a）及び／又は前記下側部分（12b、14b）は、屈折異常を補償するために光学的に補正される、請求項1～4のいずれか1項に記載の眼鏡。

【請求項6】

眼鏡（10）であって、照明手段をさらに備える、請求項1～5のいずれか1項に記載の眼鏡。

【請求項7】

請求項1～6のいずれか1項に記載の眼鏡（10）と、別個のディスプレイ装置とを含むシステム。

【請求項8】

前記ディスプレイ装置は、対象の物体の少なくとも2つの画像を提供するように構成される、請求項7に記載のシステム。

【請求項9】

前記眼鏡（10）及び前記ディスプレイ装置を制御する制御手段をさらに含む、請求項7又は8に記載のシステム。

【請求項10】

前記ディスプレイ装置は立体視モニタである、請求項7又は9に記載のシステム。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0012

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0012】

本発明の眼鏡によって、医療専門家は、メガネを切り替える必要なく、対象の物体の拡大画像及びその3次元画像を得ることが有利である。この態様は時間を節減し、また、無菌状態に関する問題に関しても非常に有益である。